

世界医師会(WMA)準会員に関する概要

世界医師会(WMA)の準会員(Associate member)とは、WMAの会員加盟医師会への所属の有無にかかわらず、その資格と条件(下記)を満たせばWMAの個人会員として認められる会員のことである。

準会員はWMAの会員(加盟医師会のこと)とは区別されるので、特別に準会員会議を総会のなかに設置し、準会員の合意による決議案などを直接総会にあげて裁決を受け、採択されればWMAの決議となる。このようにして個人会員の集まりである準会員会議の成果が尊重されている。

1. 準会員の資格

世界医師会(WMA)の施行細則に規定されている医師、およびその国が認めている医学校に正式に在学している医学生で、準会員申請手続きを終え、準会員として定められた会費を納入した者に限る。個々の医師および医学生はその所属する国の医師会がWMAの加盟会員であるか否かを問わず準会員となることができる。

2. 準会員の特権

- ① 総会の公開会議への出席(要登録料)
 - ② 準会員会議への出席
 - ③ 準会員会議に対する動議の提出
 - ④ 準会員会議に出席の2/3以上の多数決で採択された動議の総会への付託
 - ⑤ 準会員が選んだ代表の総会での発言権
 - ⑥ 申請が承認された場合、上記⑤の代表および副代表の理事会公開会議への出席
- 準会員会議は、事務総長が主催し、準会員が

ら選出された議長の下、総会期間中に開催される。日医からの総会出席者は、代表出席を含め準会員としても登録されており、準会員会議への参加資格を有する。

3. 準会員資格の期間

当年9月1日～翌年8月31日の1年間

4. WMA 準会員数の変遷

準会員数は、1999年9月の報告ではWMA全体で1,299人であり、そのうち64%に当たる826人が日本からの準会員である。そのほか、北米291人、ヨーロッパ107人、その他73人となっている。

	1993	1994	1995	1996	1997	1998	1999年
日本	837	831	824	831	810	825	826人
WMA	1,477	1,404	1,323	1,302	1,252	1,263	1,299人

5. 準会員費

- ・ 年間 3,700 円
- ・ 特典：世界医師会雑誌(WMJ)、準会員証書、会員証、ステッカー、保険加入。

6. 日本医師会における業務

- ・ 日本から準会員の加入・申請手続き
- ・ 世界医師会雑誌(WMJ)等、上記特典の送付
- ・ 各都道府県医師会からの準会員申請の更新、年会費の管理およびWMAへの送金。

(文責：国際課)